

季節労働者登録事業

登録
受付中

◎登録することにより、
当協議会が実施する
講習会やセミナーを
受講することができます。

無料

◎登録された方に、当協議会
より講習会・セミナーの開
催案内や求人情報などを送
付します。

◎同意を得られた登録者が有
する資格や経歴などを、求
職者情報として求人事業所
に提供します。

季節労働者スキルアップ事業

◎建設作業現場等で必要な安全
教育として労働安全衛生
法で義務づけられている特
別教育・安全衛生教育の講習
を実施します。

無料

講習名	受講 可能数
■フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 ■第2種酸素欠乏危険作業特別教育 ■アーク溶接等業務特別教育	すべて

【実施予定】令和3年2月

令和2年度
厚生労働省委託
通年雇用促進支援事業

季節労働者の 皆さまへ

※当協議会事業をご利用（講習会・セミナー等を受講）の際は、裏面の書類の提出が必要となります。
※詳しくは当協議会までお問合せください。

季節労働者向け情報提供事業

◎当協議会ホームページにて当
協議会の各事業情報や求人
情報を公開し、登録季節労働者
へのリーフレット配布
等により、各種事業に
ついて周知します。



無料

資格取得支援事業

無料

◎資格取得による技術向上を図
る季節労働者の通年雇用化を
促進するために講習を実施します。

講習名	受講 可能数
■車両系建設機械（整地等） ■車両系建設機械（解体用） ■小型移動式クレーン ■玉掛け ■フォークリフト ■ショベルローダー等 ■高所作業車 ■不整地運搬車 ■ガス溶接	いずれか 1講習
■足場の組立て等作業主任者 ■地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 ■型枠支保工の組立て等作業主任者	いずれか 1講習
■有機溶剤作業主任者 ■ドローン操縦技能取得（JUIDA認定） ■水中ドローン操縦技能取得（日本水中ドローン協会認定）	すべて
■2級土木施工管理技士養成講座 ■2級建設機械施工技士養成講座	いずれか 1講習

【実施予定】

令和2年4月～令和3年3月

事業活用季節労働者の好事例

■ 建設業 Aさん

勤務している事業所で運転手を増員したいとのことで勧められ、講習経費の助成を活用し、大型自動車免許を取得しました。免許を取得したことで、これまでの軽作業ではなく現場での運搬に係る作業や運転業務ができるようになった事や冬期業務にもつながる事で、通年雇用となりました。冬期に離職することなく安定した仕事と収入が得られる事になり、協議会事業を活用して良かったです。



釧路地域通年雇用促進支援協議会 TEL 0154-52-7744/FAX 0154-53-4032

〒084-0905 釧路市鳥取南7-2-20（釧路地域職業訓練センター内）

URL <http://www.kushiro-tsunen.jp/> E-mail kushiro-tsunen@silk.plala.or.jp



講習会・セミナー等 受講申込み要件・申込み方法

受講対象者

- ◎ 釧路管内に住民登録されている、資格取得を通じて通年雇用を目指す**季節労働者**で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方。
- (1) 雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」として、現在雇用されている方。
- (2) 現在離職中で、前職において雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方。
- (3) 現在離職中で、前職の雇用保険の種類が「一般被保険者」であったがその受給資格を有せず、かつ、前々職において雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方。
- ※(2)は前職を、(3)は前々職を**平成31年4月1日以降**に離職した方。
- ◎ 下記の①～③に該当する**必要書類**と**印鑑**を持参の上、当協議会までお越しください。
- 現在**

現在



※**現在離職中の方**で、最後に季節雇用を離職した日が、**平成31年3月31日以前**の方は対象となりません。

※利用条件、必要書類等についてご不明な点は当協議会にお問合わせください。

※お預かりした個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律」により、本事業の目的以外に利用しません。

必要書類見本

A 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(被保険者通知用)

創陽 公共職業安定所 金沢市労働局 労働部 労務課

被保険者番号 保証(生曜) 通知年月日 資格取得年月日 取得時 被保険者種類

(1) 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級 11級 12級 13級 14級 15級 16級 17級 18級 19級 20級 21級 22級 23級 24級 25級 26級 27級 28級 29級 30級 31級 32級 33級 34級 35級 36級 37級 38級 39級 40級 41級 42級 43級 44級 45級 46級 47級 48級 49級 50級 51級 52級 53級 54級 55級 56級 57級 58級 59級 60級 61級 62級 63級 64級 65級 66級 67級 68級 69級 70級 71級 72級 73級 74級 75級 76級 77級 78級 79級 80級 81級 82級 83級 84級 85級 86級 87級 88級 89級 90級 91級 92級 93級 94級 95級 96級 97級 98級 99級 100級 101級 102級 103級 104級 105級 106級 107級 108級 109級 110級 111級 112級 113級 114級 115級 116級 117級 118級 119級 120級 121級 122級 123級 124級 125級 126級 127級 128級 129級 130級 131級 132級 133級 134級 135級 136級 137級 138級 139級 140級 141級 142級 143級 144級 145級 146級 147級 148級 149級 150級 151級 152級 153級 154級 155級 156級 157級 158級 159級 160級 161級 162級 163級 164級 165級 166級 167級 168級 169級 170級 171級 172級 173級 174級 175級 176級 177級 178級 179級 180級 181級 182級 183級 184級 185級 186級 187級 188級 189級 190級 191級 192級 193級 194級 195級 196級 197級 198級 199級 200級 201級 202級 203級 204級 205級 206級 207級 208級 209級 210級 211級 212級 213級 214級 215級 216級 217級 218級 219級 220級 221級 222級 223級 224級 225級 226級 227級 228級 229級 230級 231級 232級 233級 234級 235級 236級 237級 238級 239級 240級 241級 242級 243級 244級 245級 246級 247級 248級 249級 250級 251級 252級 253級 254級 255級 256級 257級 258級 259級 260級 261級 262級 263級 264級 265級 266級 267級 268級 269級 270級 271級 272級 273級 274級 275級 276級 277級 278級 279級 280級 281級 282級 283級 284級 285級 286級 287級 288級 289級 290級 291級 292級 293級 294級 295級 296級 297級 298級 299級 300級 301級 302級 303級 304級 305級 306級 307級 308級 309級 310級 311級 312級 313級 314級 315級 316級 317級 318級 319級 320級 321級 322級 323級 324級 325級 326級 327級 328級 329級 330級 331級 332級 333級 334級 335級 336級 337級 338級 339級 340級 341級 342級 343級 344級 345級 346級 347級 348級 349級 350級 351級 352級 353級 354級 355級 356級 357級 358級 359級 360級 361級 362級 363級 364級 365級 366級 367級 368級 369級 370級 371級 372級 373級 374級 375級 376級 377級 378級 379級 380級 381級 382級 383級 384級 385級 386級 387級 388級 389級 390級 391級 392級 393級 394級 395級 396級 397級 398級 399級 400級 401級 402級 403級 404級 405級 406級 407級 408級 409級 410級 411級 412級 413級 414級 415級 416級 417級 418級 419級 420級 421級 422級 423級 424級 425級 426級 427級 428級 429級 430級 431級 432級 433級 434級 435級 436級 437級 438級 439級 440級 441級 442級 443級 444級 445級 446級 447級 448級 449級 450級 451級 452級 453級 454級 455級 456級 457級 458級 459級 460級 461級 462級 463級 464級 465級 466級 467級 468級 469級 470級 471級 472級 473級 474級 475級 476級 477級 478級 479級 480級 481級 482級 483級 484級 485級 486級 487級 488級 489級 490級 491級 492級 493級 494級 495級 496級 497級 498級 499級 500級 501級 502級 503級 504級 505級 506級 507級 508級 509級 510級 511級 512級 513級 514級 515級 516級 517級 518級 519級 520級 521級 522級 523級 524級 525級 526級 527級 528級 529級 530級 531級 532級 533級 534級 535級 536級 537級 538級 539級 540級 541級 542級 543級 544級 545級 546級 547級 548級 549級 550級 551級 552級 553級 554級 555級 556級 557級 558級 559級 560級 561級 562級 563級 564級 565級 566級 567級 568級 569級 570級 571級 572級 573級 574級 575級 576級 577級 578級 579級 580級 581級 582級 583級 584級 585級 586級 587級 588級 589級 590級 591級 592級 593級 594級 595級 596級 597級 598級 599級 600級 601級 602級 603級 604級 605級 606級 607級 608級 609級 610級 611級 612級 613級 614級 615級 616級 617級 618級 619級 620級 621級 622級 623級 624級 625級 626級 627級 628級 629級 630級 631級 632級 633級 634級 635級 636級 637級 638級 639級 640級 641級 642級 643級 644級 645級 646級 647級 648級 649級 650級 651級 652級 653級 654級 655級 656級 657級 658級 659級 660級 661級 662級 663級 664級 665級 666級 667級 668級 669級 670級 671級 672級 673級 674級 675級 676級 677級 678級 679級 680級 681級 682級 683級 684級 685級 686級 687級 688級 689級 690級 691級 692級 693級 694級 695級 696級 697級 698級 699級 700級 701級 702級 703級 704級 705級 706級 707級 708級 709級 710級 711級 712級 713級 714級 715級 716級 717級 718級 719級 720級 721級 722級 723級 724級 725級 726級 727級 728級 729級 730級 731級 732級 733級 734級 735級 736級 737級 738級 739級 740級 741級 742級 743級 744級 745級 746級 747級 748級 749級 750級 751級 752級 753級 754級 755級 756級 757級 758級 759級 760級 761級 762級 763級 764級 765級 766級 767級 768級 769級 770級 771級 772級 773級 774級 775級 776級 777級 778級 779級 780級 781級 782級 783級 784級 785級 786級 787級 788級 789級 790級 791級 792級 793級 794級 795級 796級 797級 798級 799級 800級 801級 802級 803級 804級 805級 806級 807級 808級 809級 810級 811級 812級

B 雇用保険特例受給資格者証

雇用保険特例受給資格者証				特 (第 1 号)	
1. 受給者番号		2. 氏名			
3. 被保険者番号		4. 性別		5. 生年月日	
6. 住所		7. 京 都 府 番 号			
8. 市 区 町 村 番 号		9. 支払方法(記号)(口座番号・金融機関名・支店名)			
10. 資格取得年月日		11. 継続年月日		12. 給付開始日	
13. 6ヵ月継続受給資格年月日		14. 継続受給資格年月日		15. 給付割額	
16. 京都市申込年月日		17. 届定年定月日		18. 受給期間年月日	
19. 基本手当日額		20. 所定標準月賃金		21. 通算賃金総額受給期間	
22. 期 限		年 金		所 名	
23. 特給施設名(児童館、一休、高齢、市町村)					

認定課課長(シャープ) 1
 認定課課長(シャープ) 2
 労働課長(認定課長代行) 1
 労働課長(認定課長代行) 2
 認定課長

京都市認定課長(シャープ) 1
 京都市認定課長(シャープ) 2

雇用保険被保険者
離職票1・2

[illegible]